第６章　事業推進に向けて

1．　事業の実現化方策

(1)　事業推進に向けた連携体制

ＪＲ行田駅前広場周辺の再整備計画の実現に向けては、地域住民、自治会、地元企業（事業者)、大学・専門家、ＮＰＯ団体等の関係主体と行政がそれぞれの役割を担い、円滑に取組みを進めていくことが重要です。

市民や自治会、ＮＰＯの立場では、ＪＲ行田駅周辺が抱える課題について理解を深めるとともに、地域の魅力を高めるための取組みへの積極的な参加が求められます。

地元企業（事業者）についても、今後のまちづくりの取組みについて、企業の特性を活かした取組みで協力するなど、相乗的な効果が発揮されるように努めることが求められます。

専門知識や経験を有する大学・専門家は、市民や関係団体・事業者との連携を図りながら、助言や指導を行うとともに、まちづくりの取組みにおける学生の参画を促すなど、次世代のまちづくりを担う人材の育成が求められます。

また、行政は、これらの地域との協働でまちづくりを推進する中で、個々の取組みに必要な支援に努めるとともに、市民や関係者の意向を最大限尊重し、実現に向けて、関係部局が連携を図れるよう庁内体制を整備していきます。

図　連携体制

（2） 協働によるまちづくり推進

本計画の実現にあたっては、市民や自治会、NPO、地元企業等、様々な人が主体となって取組むまちづくりが必要となっています。

まちづくりのルールの策定やにぎわいを創出する仕掛けとしてのイベントの開催など、幅広い面で関係主体が協力して盛り上げていく必要があります。

行政は、これらの市民活動の立ち上げや既存の活動を発展させるための市民活動助成制度の活用や、事業の周知に向けた情報提供等による支援を行います。

①協働により、つくる・考える

- まちづくりのルールや施設・景観を「つくる」
  - ・地区計画や建築協定等、土地や建物に関するまちづくりのルールをつくる
  - ・公園や緑地、街路樹等の緑豊かなまち並みをつくる
- まちづくりに関するワークショップで「考える」
  - ・施設や公園の計画を行う際には、ワークショップの開催等により、その整備内容や使い方・管理方法について、多くの人の意見を踏まえた整備計画を考える。

↓

②地元（住民・企業等）が主体で実践する・利用する

- まちづくりを「実践する」
  - ・土地の使い方や建物の建て方、住宅地での緑化等、まちづくりのルールを実践する
- 整備された施設や景観を「利用する」
  - ・駅前広場や複合施設、公園を日常的に利用する
  - ・イベントなどの開催により、多くの人が集まる空間として、利用する

↓

③協働により、見直す・守る

- まちづくりのルールを「見直す」
  - まちづくりのルールを利用する人の実態に合わせて定期的に見直す
- 整備された施設や景観を「守る」
  - 駅前広場や複合施設、公園、街路樹等について日常的なメンテナンスを行い、施設や景観を適切に守る。

図　協働によるまちづくり

（3） 事業化手法

本計画における施設等の整備の取組み手法としては、社会資本整備総合交付金における基幹事業である「都市再生整備計画事業」を主体とした実施が想定されます。

また、整備後の施設運営において、民間のノウハウを最大限に活用する観点から、民間開発の推進や、公設民営方式やＰＦＩ等による取組みも考えられます。

また、規制誘導に関する手法としては、地区計画、建築協定、自主条例策定等に加え、まち並み景観形成等に対する助成制度を創設すること等が考えられます。

表　各施策における事業主体及び事業化手法

施策		事業主体	主な事業化手法
施設整備	駅前広場再整備	行政	・都市再生整備計画事業
	市営駐輪場再整備	行政 事業者	・都市再生整備計画事業 ・（公財）自転車駐車場整備センターへの建設管理委託 ・PFI事業（サービス購入型等）
	観光案内所拡張	行政	・都市再生整備計画事業
	複合施設整備	行政	・都市再生整備計画事業 ・民間開発・PFI事業
	壱里山公園再整備	行政	・都市再生整備計画事業
道路事業	国道 17 号の拡幅	行政	・道路整備事業
	県道行田停車場線の歩道整備	行政	・道路整備事業
	県道行田停車場線の緑化	行政	・都市再生整備計画事業
	道路の安全対策 （一方通行化、カラー舗装、道路照明灯の設置等）	行政	・都市再生整備計画事業 ・交通安全施設等整備事業
まち並み形成	建築物の立地誘導	行政 市民	・地区計画 ・建築協定 ・まち並み形成助成制度 （建築デザイン・意匠に関する助成）
	住宅地における緑化	市民	・地区計画 ・まち並み形成助成制度 （垣根等の緑化に関する助成）
	地元企業との協働（景観保全）	事業者	（自主清掃活動等）
公共交通	鉄道の利便性向上	事業者	（JRへの要望活動等）
	バスの利便性向上	行政 事業者	・コミュニティバス事業

2. スケジュールと役割分担

（1） 事業推進スケジュール

本基本計画のうち、駅前広場の再整備については、都市計画マスタープランにおけるリーディングプロジェクトであることから、地区拠点の整備に向けた取組みを短期的・集中的に進め、周辺地区におけるまちづくりについて中長期に取組んでいきます。

表　各施策の取り組みスケジュール

事業	短期（概ね５年）	中長期（概ね６～20年）
駅前広場再整備	実施設計 → ③整備	デッキ整備の検討
市営駐輪場再整備	設計 → ①整備	
観光案内所拡張	計画・設計 → ④整備	
複合施設整備	計画 → 設計	整備
壱里山公園再整備	法手続き・設計 → ②整備	
市有地の有効活用	計画	整備
道路の安全対策 （一方通行化、カラー舗装、道路照明灯の設置等）	警察協議・地元調整 → ⑤整備	
建築物の立地誘導	制度設計・協定案	協定締結・助成制度開始
住宅地における緑化	制度設計・協定案	協定締結・助成制度開始
国道 17 号の拡幅	要望活動	継続
県道行田停車場線の一部歩道整備	整備促進	継続
県道行田停車場線の緑化	緑化促進	継続
市民・地元企業との協働（景観保全）	清掃活動等実施	継続
鉄道の利便性向上	要望活動	継続
市内循環バスの運行見直し	検討 → 再編実施・運行 ※継続（定期的な見直し）	

※○数字は整備ステップを示します。

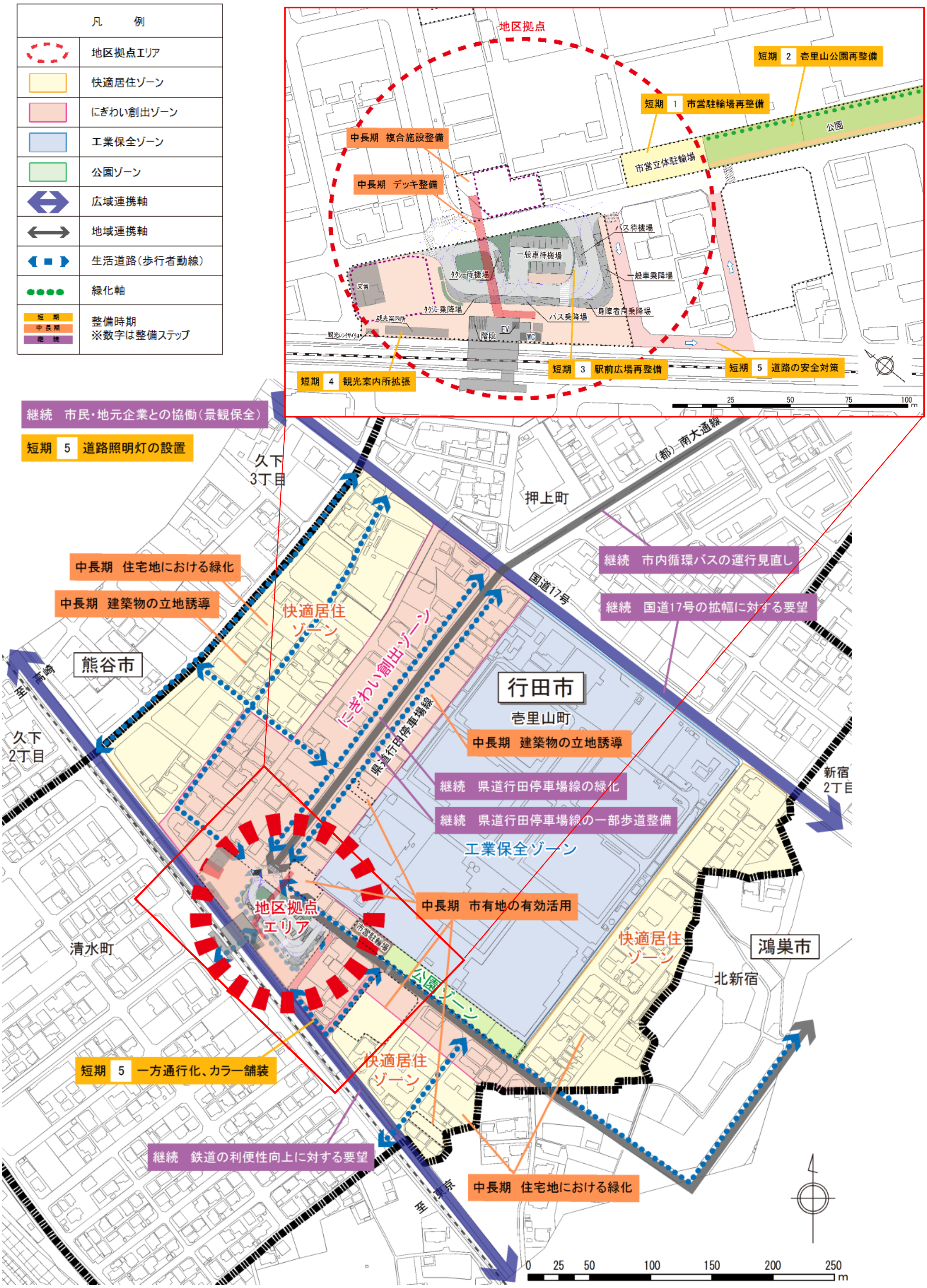

図　短期施策、中長期施策の取組箇所

（2）5年でみえるまちづくりの実現に向けて

都市計画マスタープランのリーディングプロジェクトであるＪＲ行田駅前広場の再整備を含め、短期的な取組みとして「５年でみえるまちづくり」の推進を図っています。

本計画では、ＪＲ行田駅前広場の再整備を中心とした地区拠点の形成に向けた取組みを先導的に行い、中長期的な取組みに効果をもたらすよう事業の推進を図っていきます。

STEP	整備事項
STEP1　都市計画決定の変更	･駅前広場整備に関連する都市計画決定の変更 （駅前広場、壱里山公園）
STEP2　市営駐輪場の再整備	･市営駐輪場を立体駐輪場として再整備 （公園整備予定地や市有地を活用し仮駐輪場とする）
STEP3　壱里山公園の再整備	･岩崎電気株式会社前に壱里山公園を再整備 （緩衝緑地や遊歩道等の機能強化）
STEP4　駅前広場の再整備	･現在の壱里山公園側に駅前広場を拡張
STEP5　観光案内所の拡張	･休憩スペースや物産販売スペース等の機能を拡張
STEP6　周辺道路の安全対策	･駅前広場東側の市道の一方通行化やカラー舗装による安全対策の実施 ･周辺道路における道路照明灯の設置

継続事業

- 市民・地元企業との協働（景観形成）
- 市内循環バスの運行見直し
- 鉄道の利便性向上に対する要望
- 国道や県道の整備要望・促進

中長期の取組み

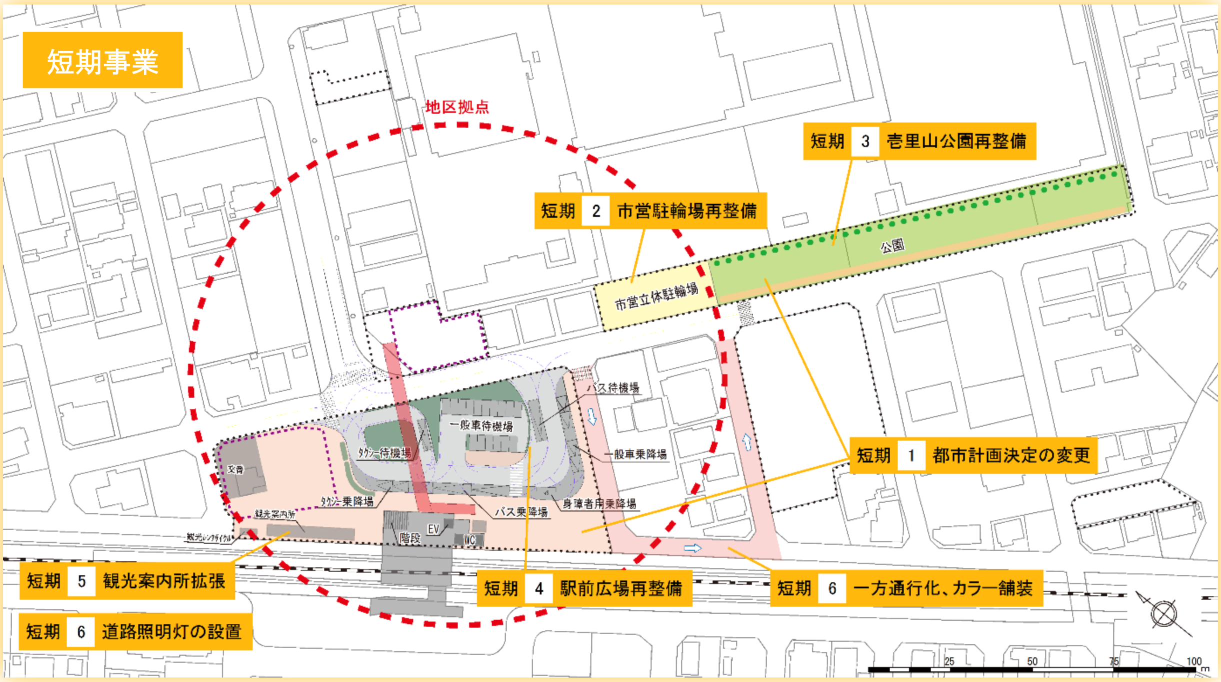

図　５年でみえるまちづくり

（3） 各事業における役割分担

各事業の取組みにおいては、市役所内の担当課を中心に関連機関等との調整を図りながら、円滑な事業展開を図ります。

表　各施策の担当課及び関連機関

施策		主な担当課	関連機関
施設整備	駅前広場再整備	都市計画課 道路治水課	東日本旅客鉄道株式会社
	市営駐輪場再整備	防災安全課	
	観光案内所拡張	商工観光課	
	複合施設整備	企画政策課 都市計画課 その他関係課	
	壱里山公園再整備	都市計画課	
市有地の利活用	遊休市有地の有効活用 賃借企業誘致･資産売却の検討等	企画政策課 財政課	
道路事業	国道 17 号の拡幅	都市計画課	国
	県道行田停車場線の歩道整備	都市計画課	県
	県道行田停車場線の緑化	都市計画課	県
	道路の安全対策 （一方通行化、カラー舗装）	道路治水課 防災安全課	警察
	道路照明灯の整備	防災安全課	警察
まち並み形成	建築物の立地誘導 （地区計画など）	都市計画課 開発指導課	
	住宅地における緑化 （地区計画、建築協定など）	都市計画課 開発指導課	
	地元企業との景観保全	都市計画課	地元企業
公共交通	鉄道の利便性向上	企画政策課	東日本旅客鉄道株式会社
	市内循環バスの運行見直し	企画政策課 地域づくり支援課	朝日自動車株式会社 株式会社協同観光バス 株式会社大堰観光バス

3.　進捗管理の方法

（1） 計画の進捗管理の考え方

整備計画の推進にあたっては、その進捗・効果について、ＰＤＣＡサイクルによって、管理し、適宜、見直し・改善を進めていきます。

まちづくりに関する取組みは、長期的に取組んでいく必要があり、各種の取組みを効果的に進めるためには、定期的に取組みごとの進捗管理や評価を行い、適切な見直しを行うことが重要です。

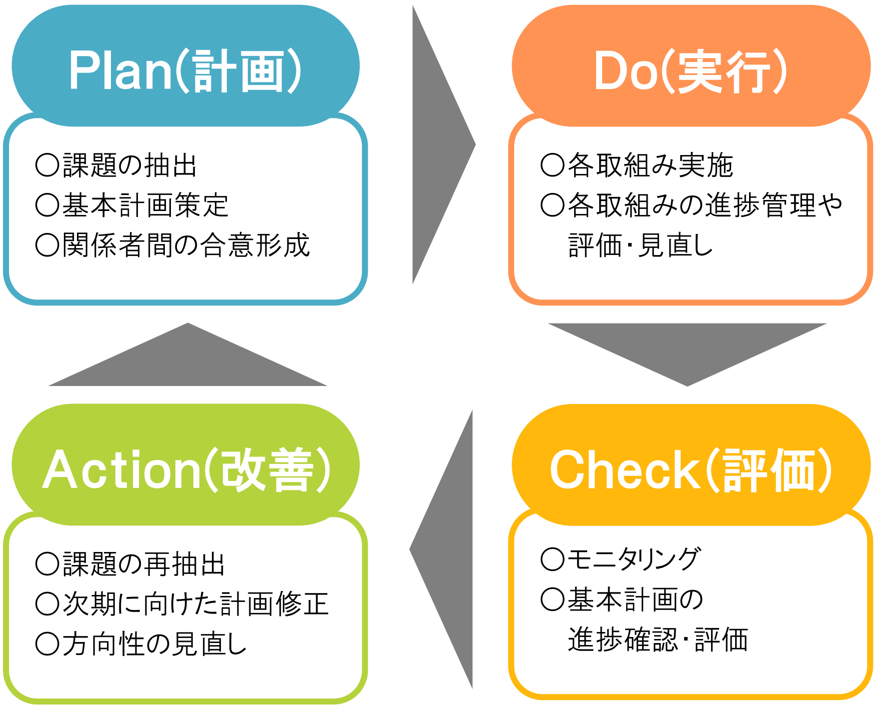

図　計画の進捗管理の考え方

(2)取組みの効果を把握するための主な指標

整備計画の取組み・進捗状況について、定期的な統計資料やアンケート調査等により、以下のような指標にて、状況の把握を定期的に行うことにより、計画の適切な見直しを図っていきます。

分類		指　標	現況値	把握方法
地区拠点の指標	**駅前広場**	駅前広場利用実態調査 （カウント調査）	実態調査 （H26）	実態調査
		駅利用者満足度調査 （アンケート調査）	実態調査	実態調査 （アンケート調査）
	市営駐輪場	市営駐輪場利用者数（契約者数）	基準年	関係課報告
	観光案内所	観光入込客数	1,137 千人 （H22）	埼玉県 入込観光客推計調査
		観光案内所来訪者数	基準年	関係課報告
	複合施設	複合施設利用者数 （施設毎の利用状況調査）	基準年	関係団体報告
地区拠点と相乗効果を発揮するまちづくりの指標	**土地利用誘導**	住宅地の分布状況	基準年	都市計画基礎調査
		商業地の分布状況	基準年	都市計画基礎調査
		駐車場・空き地の分布状況	基準年	都市計画基礎調査
		壱里山公園（移転後）利用者数	基準年	実態調査
		公園利用者の満足度調査 （住民アンケート等）	―	実態調査 （アンケート調査）
	景観形成	まち並み形成助成制度の利用数	基準年	関係課報告
	ネットワーク形成	歩道整備状況	基準年	関係課報告
		交通事故発生状況	基準年	関係課報告
		防犯灯の設置台数	基準年	関係課報告
		鉄道利用者数（乗車人員）	6,962 人 （H25）	東日本旅客鉄道 株式会社調べ
		バス利用者数	基準年	関係課報告
総合的な指標		地域住民の満足度	基準年	市民アンケート

※上記の指標は、計画段階のものであり、事業実施に際して、想定されるものを記載している。